

島根県地域医療拠点病院取扱要領

1 目的

へき地診療所等への代診医等の派遣、医療機関従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業が実施可能な病院を、概ね二次医療圏単位で地域医療拠点病院として指定し、地域医療支援機構の指導・調整のもとに各種事業を行い、地域における住民の医療を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、知事の指定を受けた病院の開設者とする。

3 地域医療拠点病院の指定

①知事の指定

知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適當と認められた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）等を対象として、地域医療支援機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の4に掲げる事業（4（1）、（2）又は（5）のいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院を地域医療拠点病院として指定するものとする。

②指定の手続

- ア 地域医療拠点病院の指定を受けようとする者は、原則として様式1により各保健所を経由して、知事に申請を行う。
- イ 各保健所は、アの申請書を受理した場合には、地域医療対策会議（地域医療検討会議）の意見書を付して、医療政策課あて送付する。
- ウ 医療政策課は、アの申請書及びイの意見書を受理した場合には、これを地域医療支援会議に諮り、地域医療支援会議は、地域医療対策会議（地域医療検討会議）の意見を踏まえて、知事に対して当該指定の可否について意見を述べる。
- エ 知事は、ウの意見を踏まえて、当該指定の可否を決定する。

4 事業の内容

地域医療拠点病院は、地域医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 巡回診療等による地域住民の医療確保に関すること。
- (2) へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣（継続的な医師派遣も含む）を含む。）並びに技術指導、援

- 助に関すること。
- (3) 派遣医師等の確保に関すること。
- (4) 地域の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- (5) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- (6) 地域の医療機関との連携による「ブロック制（拠点となる病院と近隣の診療所等との間において、週1～2日診療所等の医師が病院で勤務し、替わりに診療所では病院医師が専門診療を行い、学会や研修会出席時等における代診を相互に行う医師の相互交流システム）」等の推進に関すること。
- (7) その他市町村が地域における医療確保のために実施する事業に対する協力に関すること。

5 整備基準

(1) 施設

地域医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、地域からの入院患者の受入に応じるための病棟、検査、放射線、手術部門及び医師住宅を設けるものとする。

(2) 設備

地域医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるものとする。

6 事業計画及び事業実績報告

(1) 事業計画

地域医療拠点病院は、毎年度3月末日までに、翌年度の事業計画書を様式2により作成して、各保健所を経由して、知事に提出するものとする。

(2) 事業実績報告

地域医療拠点病院は、毎年度4月末日までに、前年度の事業実績報告書を様式3により作成して、各保健所を経由して、知事に提出するものとする。

7 活動評価

地域医療拠点病院の活動については、毎年度、地域医療支援会議において評価を行うものとする。

8 指定の取り消し

知事は、地域医療拠点病院が上記3の①に掲げる指定条件を満たしていないと判断した場合には、地域医療支援会議の意見を踏まえて、当該病院に係る指定の取り消しを行うことができるものとする。

附則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和4年4月1日から適用する。